

平成 26 年 度 事 業 計 画 書

I 基本方針

本協会は、市町村振興宝くじの収益金及びその運用益を活用して、政令指定都市である仙台市を除いた宮城県 3 4 市町村の振興と健全な発展を図るため、市町村の財政を支援するための貸付事業等、市町村を支援する事業を行い、県民福祉の増進に資するという、定款の目的に基づく事業を積極的かつ効果的に実施する。

II 事業内容

1 資金貸付事業〔定款第 4 条第 1 項第 1 号〕

市町村に対して公共施設事業等の資金として貸付をする。

(1) 長期貸付

①貸付予定枠 10 億円

②貸付対象事業

1) 災害時における市町村等の緊急融資事業及び災害防止対策事業等

2) 市町村等における緊急に整備を要する施設等整備事業

ただし、地方債の届出又は協議の同意若しくは許可を受けている事業

③貸付利率

償還年限に応じ、財務省財政融資資金の同一償還期限の貸付利率から 0.3% を減じた率とする。

④償還方法

半年賦、元金均等償還

(2) 短期貸付

①貸付予定枠 5 億円

②貸付対象事業

1) 災害時における市町村等の緊急融資事業及び災害防止対策事業等

2) 市町村等における緊急に整備を要する施設等整備事業

③貸付利率

財務省財政融資資金の同一償還期限の貸付利率から 0.3% を減じた率とする。

④償還方法

貸付年度内、一括償還

2 市町村振興宝くじ交付金の交付事業〔定款第 4 条第 1 項第 2 号〕

宮城県から交付される新市町村振興宝くじ（オータムジャンボ）の収益金を財源として、市町村が行う地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）第 32 条に規定する事業に対して交付する。

交付額は、均等に配分する均等割 20% と各市町村の人口数に応じて配分する人口割 80% の合計額を交付する。

- 3 市町村振興助成事業〔定款第4条第1項第3号〕
市町村等が市町村振興や地域の活性化のために実施する事業などに対して支援する。
 - (1) 研修助成事業
市町村、市長会及び町村会等が実施する研修事業等を支援する。
 - ①地方4団体（市長会・町村会・市議会議長会・町村議会議長会）研修支援
 - ②市町村職員等研修受講助成
 - (2) 緊急災害等支援事業
災害等に際して広域的な災害救助活動等を支援するとともに災害救助法が適用された大規模災害に際し、被災市町村の災害対策事業を支援する。
 - ①広域消防航空応援交付金の交付
 - ②市町村災害支援金の交付
 - (3) 地域振興支援事業
市町村行政に係る地域振興や活性化を図るため、市町村関係団体等に対して助成する。
 - ①市町村長会議での情報交換会
 - ②地方4団体等の運営に対する支援
- 4 情報提供事業〔定款第4条第1項第4号〕
市町村の行財政情報や各種資料等を提供するほか、資料の収集や整備に努める。
 - ①「市町村概要みやぎ」の作成・発行
 - ②「講演シリーズ」（地方行財政調査会発行）の配布
- 5 研修事業〔定款第4条第1項第5号〕
市町村職員の資質向上や人材育成に資するため、研修事業等を実施する。
 - ①広域行政圏市町村職員等研修会
 - ②宮城県市町村自治振興センター市町村負担金
 - ③市町村職員人事行政等研修会
- 6 その他〔定款第4条第1項第6号〕
その他、本協会の目的を達成するために必要な事業を実施する。